

## 湊川短期大学 障害学生支援方針

この方針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づき策定した。この方針に従い、個別に合理的配慮（以下、「支援」という。）について検討する。

「合理的配慮」とは、障害者の権利に関する条約第2条「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」の定義を適用する。

### 1. 基本方針

湊川短期大学の教育方針に基づき、学生一人一人に向き合う丁寧な教育と指導を行うため、湊川短期大学（以下、「本学」という。）においては、全ての学生が障害の有無にかかわらず個性と人格を尊重し合いながら、障害学生を含む全ての学生の学びやすい環境の実現を目指し、全ての学生の支援を行うことを目的とする。

### 2. 支援の対象範囲

- ①本学に入学を希望する障害のある受験生
- ②本学に在籍する障害学生（病気や怪我等により、一時的な支援が必要な学生も含む）

### 3. 支援内容の決定

障害学生は障害特性を示す資料を提出し、一人ひとりのニーズに基づき個別に支援方針を検討する。支援内容の決定は、資料及び大学関係者との対話に基づき合意形成・共通理解を得て行う。

### 4. 支援体制

保健委員会が中心となり、教職員及び学生等、学生支援に関わる関係者が密接な協働・連携体制をとる。また、障害学生に関する組織的な研修を実施する。

### 5. 相談窓口

保健委員会及び各学科・専攻科教員が対応する。

### 6. 制定・改廃

この方針の制定・改廃は、保健委員会の審議を得て決定する。

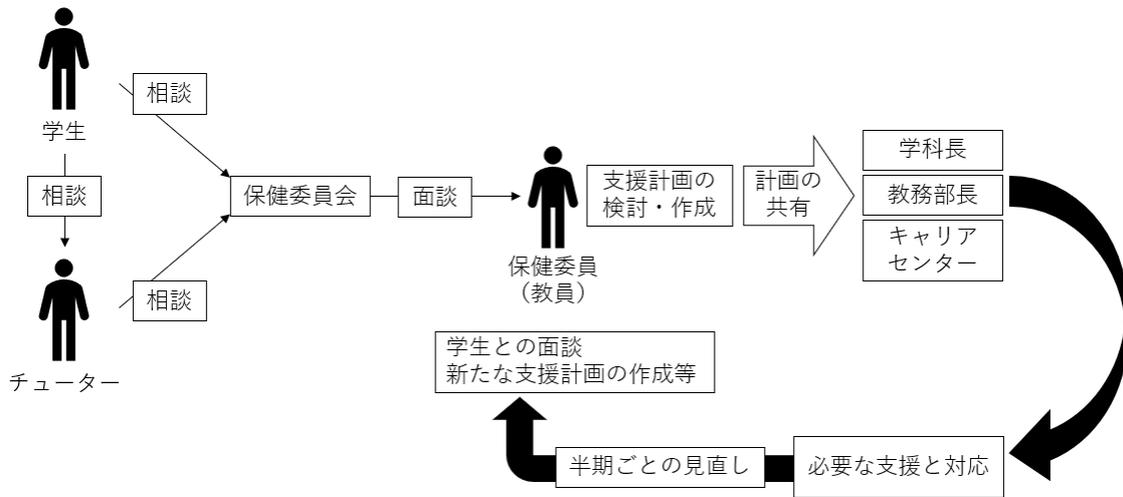
附則 この支援方針は、2019年4月1日から発効する。

この支援方針は、2023年4月1日から施行する。

---

※ 本学における障害学生とは、病気や怪我、その他の理由で修学に著しい制限が生じている学生をいう。

◇利用の流れ



◇主な支援内容の例

□授業

- ・教室内の座席配慮
- ・授業資料の提供
- ・授業資料のフォント、用紙拡大

□定期試験

- ・教室内の座席配慮
- ・試験時間の延長
- ・別室の設定

□その他

- ・駐車スペースの確保
- ・多目的スペースの確保
- ・履修、事務手続きの配慮